

第三十八回国会 参議院地方行政委員会會議録第二十六号

昭和三十六年六月一日(木曜日)
午後三時四十二分開会

委員の異動

五月三十一日委員鍋島直昭君辞任につき、その補欠として下條康磨君を議長において指名した。
本日委員下條康磨君辞任につき、その補欠として鍋島直昭君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 増原 恵吉君
理事 小林 武治君
鍋島 直昭君
基 政七君

委員

小柳 牧衛君
西郷吉之助君
館 哲二君
津島 壽一君
湯澤 三千男君
杉山 昌作君

國務大臣 安井 謙君
自治大臣 松村 清之君
政府委員 奥野 誠亮君
自治省選挙局長 奥野 誠亮君
自治省財政局長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員

○理事の補欠互選の件
本日の会議に付した案件

○昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律案(石原幹市郎君外四名発議)
○地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○選挙制度審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(増原恵吉君) ただいまから委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

五月三十一日付をもって委員鍋島直昭君が辞任され、その補欠として下條康磨君が委員に選任され、本日付をもって委員下條康磨君が辞任され、その補欠として鍋島直昭君が委員に選任されました。

○委員長(増原恵吉君) 理事補欠互選の件についてお諮りいたします。

ただいま御報告をいたしました通り、理事の鍋島君が一たん委員を辞任したことに、理事一名が欠員となっており、再び理事に指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(増原恵吉君) まず、昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙

運動等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は御発言を願います。

○委員長(増原恵吉君) では、本法律案は議員の発議にかかる予算を伴う法律案でございますので、この際、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を聴取したいと存じます。

○委員長(増原恵吉君) では、本法律案は議員の発議にかかる予算を伴う法律案でございますので、この際、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を聴取したいと存じます。

○委員長(増原恵吉君) では、本法律案は議員の発議にかかる予算を伴う法律案でございますので、この際、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を聴取したいと存じます。

○委員長(増原恵吉君) では、本法律案は議員の発議にかかる予算を伴う法律案でございますので、この際、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を聴取したいと存じます。

○委員長(増原恵吉君) では、本法律案は議員の発議にかかる予算を伴う法律案でございますので、この際、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を聴取したいと存じます。

○委員長(増原恵吉君) では、本法律案は議員の発議にかかる予算を伴う法律案でございますので、この際、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を聴取したいと存じます。

○委員長(増原恵吉君) では、本法律案は議員の発議にかかる予算を伴う法律案でございますので、この際、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を聴取したいと存じます。

○委員長(増原恵吉君) では、本法律案は議員の発議にかかる予算を伴う法律案でございますので、この際、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を聴取したいと存じます。

○委員長(増原恵吉君) では、本法律案は議員の発議にかかる予算を伴う法律案でございますので、この際、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を聴取したいと存じます。

○委員長(増原恵吉君) では、本法律案は議員の発議にかかる予算を伴う法律案でございますので、この際、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を聴取したいと存じます。

○委員長(増原恵吉君) では、本法律案は議員の発議にかかる予算を伴う法律案でございますので、この際、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を聴取したいと存じます。

○委員長(増原恵吉君) では、本法律案は議員の発議にかかる予算を伴う法律案でございますので、この際、国会法第五十七条の三により、内閣の意見を聴取したいと存じます。

昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律案に対する修正案

昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

第五条中「十二万枚」を「九万枚」に、「三万枚」を「二万三千枚」に、「八千枚」を「五千枚」に改める。

第七条中「十萬枚」を「九萬枚」に改める。

以上でございます。

○委員長(増原恵吉君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 全会一致でございます。よって本案は全会一致をもって修正すべきものと議決せられました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

二項に規定する庁及び警察庁をいう。以下同じ。の長(国務大臣をもつて充てられるものを除く)及び次長

三 府、省又は庁の内部部局たる局又は官房の長

第九十条中「前条」を「第八十九条(公務員の立候補制限)」に改める。

第九十七条第二項中「第五号若しくは第六号」及び同条第三項中「第五号又は第六号」を「第五号」に改める。

第九十七条中「第二百五十一条(当選人の選挙犯罪に因る当選無効)」の下に「若しくは第二百五十一条の二(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)」を加える。

第九十九条第五号及び第六号を次のように改める。

五 第二百五十一条(当選人の選挙犯罪に因る当選無効)又は第二百五十一条の二(総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効)の規定により当選人の当選が無効となつたとき、
第百四十条の二を次のように改める。

(連呼行為の制限)
第百四十条の二 選挙運動のための連呼行為は、左の各号に掲げる場合に限る、これを行うことができる。

一 演説会場及び街頭演説(演説を含む)の場所においてする場合

二 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項(指定都

市)の市の長の選挙において、午前八時から午後六時までの間(街頭演説(演説を含む))の場所において停止した自動車の上においてする連呼行為については、午前六時から午後九時までの間、第百四十一条(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定により選挙運動のために使用される自動車の上においてする場合

第百四十一条の三ただし書中「選挙運動のための演説をすること」の下に「及び第百四十条の二(連呼行為の制限)第二号の規定による連呼行為をすること」を加える。

第百四十二条第一項第一号中「一万五千枚」を「三万枚」に改め、同項第二号中「六万枚」を「十萬枚」に、「一万五千枚」を「三万枚」に、「三千枚」を「五千枚」に改め、同項第三号中「一万五千枚」を「三万枚」に、「三千枚」を「五千枚」に改め、同項第四号中「三千枚」を「五千枚」に改め、同項第五号中「一万五千枚」を「三万枚」に、「一千五百枚」を「三千枚」に改め、同項第六号中「三千枚」を「五千枚」に、「八百枚」を「二千枚」に改め、同項第七号中「二千枚」を「千五百枚」に、「三百枚」を「五百枚」に改める。

第百四十二条第二項を次のように改める。
2 前項の通常葉書は、無料とし、郵政省において選挙用である旨の表示並びに選挙区(選挙区がないときは選挙の行なわれる区域)及び候補者を識別することができる

ような表示をしたものでなければならぬ。

第百四十三条第一項第五号中「ポスター」の下に「並びに市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項(指定都市)の市を除く)町村の選挙以外の選挙の場合に限り、選挙運動のために使用する立札及び看板の類」を加える。

第百四十三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号の規定により選挙事務所を表示するためにその場所において掲示することかできるポスター、立札及び看板の類は通じて三を、同項第四号の規定により街頭演説の場所においてその演説中掲示することができるポスター、立札及び看板の類は通じて二を、超えてはならない。
第百四十四条の次に次の二条を加える。

(立札及び看板の類の数)
第百四十四条の二 第百四十三条(文書図画の掲示)第一項第五号の立札及び看板の類は、左の各号の区分による数を超えることができる。

一 衆議院議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について三十箇

二 参議院(全国選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について二十箇 但し、一の都道府県においては、三十箇を超えてはならない。

三 参議院(地方選出)議員及び都道府県知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には三十箇、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すことに十箇を三十箇に加えた数

四 都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項(指定都市)の市の議会の議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について十箇

五 前号に規定する市の長の選挙にあつては、公職の候補者一人について三十箇

2 前条第二項及び第四項の規定は、前項の立札及び看板の類について準用する。
(公営掲示場)
第百四十四条の三 市町村の選挙管理委員会、衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙につき、第百四十三条(文書図画の掲示)第一項第五号のポスターを掲示させるため、掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場は、公衆の見易い場所を選び、一投票区につき、二箇所以上設けなければならない。

3 第一項の掲示場に公職の候補者が掲示することのできるポスターは、各掲示場ごとに、公職の候補者一人について、一枚とする。

4 第百条第一項(無投票立選)の規定に該当し投票を行なうことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、公営掲示場の設置又はポスターの掲示の手續は、中止する。
5 前四項に規定するものの外、掲示場及びポスターの掲示の順序、掲示の期間その他ポスターの掲示に關し必要な事項は、政令で定める。

第百四十五条の見出しを「(文書図画の掲示箇所)」に改め、同条第一項中「第五号のポスター」の下に「立札及び看板の類」を、「但し、」の下に「前条に規定する掲示場(第百四十三条第一項第五号のポスター)を掲示する場合に限る。」を加え、同条第二項中「第五号のポスター」の下に「立札及び看板の類」を加える。

第百四十七条第一項中「若しくは第百四十五条(ポスター)の掲示箇所」を、「第百四十四条の二(立札及び看板の類の数)、第百四十四条の三(公営掲示場)若しくは第百四十五条(文書図画の掲示箇所)」に改め、同条第二項中「ポスター」の下に「立札及び看板の類」を加える。

第百四十九条第一項を次のように改める。
公職の候補者は、命令で定めるところにより、同一寸法で、選挙運動の期間中、衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙にあつては三回、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては五回、都道府県知事及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項(指定都市)の市の長の選挙にあつては二回、その他の選挙にあつては一回を限り、選

挙に關して新聞に広告をすること
ができる。

第四百九十九条第三項中「及び都道府県知事」を、「都道府県知事及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長」に改める。

第五百十條第一項中「及び都道府県知事」を、「都道府県知事及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項〔指定都市〕の市の長」に、「その政見を録音し、これを」を「録音又は録画の方法により、」に改め、同条第三項中「前二項の放送の回数、」を「前二項の放送のうちテレビジョン放送の回数は一回とし、ラジオ放送の回数、これらの放送の」に改める。
第五百一十一條第一項中「放送をする」を「ラジオ放送をする」に改める。

第五百二十二條中「及び都道府県知事」を、「都道府県の議会の議員及び長並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項〔指定都市〕の市の長」に改める。

第五百五十五條第一項中「都道府県の選挙管理委員会」は、第五百五十二條《立会演説会の開催主体》の規定により立会演説会を開催する市町村の選挙管理委員会と協議の上を「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会が都道府県の選挙管理委員会であるときは、その選挙管理委員会は、予め第五百五十三條《立会演説会の開催主体》の規定により立

会演説会を開催する市町村の選挙管理委員会と協議しなければならない。

第五百五十五條第二項中「都道府県の選挙管理委員会」を「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」に改め、同条第三項中「都道府県の選挙管理委員会」は、都道府県の区域内を「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」は、都道府県の区域内（地方自治法第二百五十二条の十九第一項〔指定都市〕の市の長の選挙についてはその市の区域内）に改める。

第五百五十六條中「都道府県の選挙管理委員会」を「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」に改め、同条第五項中「この場合においては」を「この場合において、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会が都道府県の選挙管理委員会であるときは、その選挙管理委員会は」に改める。

第五百五十六條の二及び第五百五十七條中「都道府県の選挙管理委員会」を「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」に改める。

第五百五十八條に次の一項を加える。

3 市町村の選挙管理委員会は、立会演説会開催の当日その開催予定時刻の一時前前からその開催予定時刻まで、立会演説会の会場附近で、拡声機の使用その他の方法により立会演説会の開催を周知させるようにしなければならない。
第六百六十條中「都道府県の選挙管理委員会」を「当該選挙に關する事務

を管理する選挙管理委員会」に改める。

第六百六十條の二第一項中「都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項〔指定都市〕の市の議会の議員及び市町村長の選挙については市町村は、それぞれを」市町村は、市町村の議会の議員及び市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項〔指定都市〕の市を除く。）町村長の選挙についてはに改める。

第六百六十五條及び第六百六十五條の二中「街頭演説」の下に「及び連呼行為」を加える。

第六百六十七條第一項中「及び都道府県知事」を、「都道府県の議会の議員及び長並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項〔指定都市〕の市の議会の議員及び長に、」都道府県の選挙管理委員会を「当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会）」に、「及び参議院（地方選出）議員」を、「参議院議員及び都道府県知事」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の選挙公報の外に、衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、更に、公職の候補者の氏名、写真及び経歴を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効に因る再選挙を除く。）ごとに、一回発行しなければならない。

第六百六十八條第一項中「公職の候補者が選挙公報に」を「前条第一項の選挙公報に、公職の候補者が」に、「及び参議院地方選出議員」を、「参議院議員及び都道府県知事」に、「及び都道府県知事」を並びに都道府県の議会の議員及び長に改め、「中央選挙管理会に、」の下に「地方自治法第二百五十二条の十九第一項〔指定都市〕の市の議会の議員及び長の選挙にあつては市の選挙管理委員会の指定する期日までに市の選挙管理委員会に、」を加える。

第六百六十八條第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項の選挙公報に、公職の候補者が氏名及び経歴の掲載を受けようとするときは、その掲載文に写真を添付し、衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙にあつては前項の規定による都道府県の選挙管理委員会の指定する期日までに都道府県の選挙管理委員会に、参議院（全国選出）議員の選挙にあつては当該選挙の期日前十八日までに中央選挙管理会に文書で申請しなければならない。

3 第一項の掲載文は左の各号の区分による字数を、第二項の掲載文は字数四百を超えないことができる。

一 衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長の選挙にあつては、字数二千

二 参議院（全国選出）議員の選挙にあつては、字数六百

三 都道府県の議会の議員及び第一号の市の議会の議員の選挙にあつては、字数五百

第六百六十九條第一項中「前条第一項」を「前条第一項又は第二項」に、「前条第二項」を「前条第三項」に、「写二通」を「写二通及び写真二枚」に改め、同条第二項中「都道府県の選挙管理委員会」を「都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項〔指定都市〕の市の選挙管理委員会」に、「前条第一項」を「前条第一項若しくは第二項」に改め、同条第四項中「都道府県の選挙管理委員会」を「都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の選挙管理委員会」に改め、同条第五項中「前条第一項」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第七百七十条中「都道府県の選挙管理委員会」を「都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項〔指定都市〕の市の選挙管理委員会」に改める。

第七百七十二條の二中「都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員及び市町村長」を「市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項〔指定都市〕の市を除く。以下本条中同じ。）町村の議会の議員及び長に、」当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会」を「市町村の選挙管理委員会」に改める。

第七百七十七條第二項中「第一号から第三号まで」を削る。
第七百九十九條を次のように改める。

(特定の寄附の禁止)

第百九十九条 左の各号に掲げる者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならない。

一 衆議院議員及び参議院議員の選挙(以下本条中「国の選挙」という。)

二 国の選挙に關しては国から、地方公共団体の選挙に關しては当該地方公共団体から、補助金、奨励金、助成金、負担金その他これらに準ずる交付金の交付を受けている会社その他の法人

三 国の選挙に關しては国が、地方公共団体の選挙に關しては当該地方公共団体が、資本金の全部又は一部を出資している会社その他の法人

四 国の選挙に關しては国が、地方公共団体の選挙に關しては当該地方公共団体が、資本金の全部を出資している会社その他の法人から、資本金の全部又は一部の出資を受けている会社その他の法人

五 国の選挙に關しては国が、地方公共団体の選挙に關しては当該地方公共団体が、借入金金の元金又は利子の支払を保証している会社その他の法人

六 国の選挙に關しては国又は公共企業体(日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社をいう。)

二 前項の規定により、選挙に關し、寄附をしてはならない期間とは、当該交付金の交付を受けた日から一年間、同項第二号から第六号までに掲げる者については、当該各号に規定する事由の存続する間とする。

三 前二項の規定は、第一項各号に掲げる者を主たる構成員とする団体又はその連合団体が選挙に關してする寄附について、準用する。

(公職の候補者等の寄附の禁止) 第百九十九条の二 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下これらを「公職の候補者等」という。)

第百九十九条の三 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下これらを「公職の候補者等」という。)

第百九十九条の四 公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し又は公職の候補者等を推薦し若しくは支持する目的を有する団体で政党及びその支部以外のもの(以下「後援会」という。)

第百九十九条の五 何人も、後援会の総会その他の集会又は後援会の行なり見学、旅行その他これに類する行事において、その参加者に

度を超える寄附は、当該選挙に關しする寄附とみなす。 第百九十九条の三 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。以下これらを「公職の候補者等」という。)

第百九十九条の六 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の七 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の八 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の九 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の十 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の十一 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の十二 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の十三 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の十四 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の十五 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の十六 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の十七 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の十八 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

第百九十九条の十九 政党その他の政治団体又はその支部は、選挙運動の期間中及び選挙の当日において、その開催する大会その他の集会において、参加者に対し、賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供してはならない。

ちようちん、立札及び看板の類の掲示に改め、同項第一号中「所属候補者の数」を「所属候補者の数の二倍」に改め、同項に次の一号を加える。

六 政談演説会の会場前においてその開催中及び街頭政談演説の場所においてその演説中使用するちようちん、立札及び看板の類の掲示については、それぞれ次の区分による数及び大きさ。

(イ) ちようちんの類(高さ八十センチメートル、直径四十五センチメートル以内) 一箇

(ロ) 立札及び看板の類(縦二百七十三センチメートル、横七十三センチメートル以内) 通じて二箇以内

第百九十九条の六 第一項本文中「及びビラの類」を「ビラの類、政談演説会の会場前においてその開催中及び街頭政談演説の場所においてその演説中使用するちようちん、立札及び看板の類の掲示」に改め、同項第一号中「一回」を「二回」に改め、同項に次の一号を加える。

六 政談演説会の会場前においてその開催中及び街頭政談演説の場所においてその演説中使用するちようちん、立札及び看板の類の掲示については、それぞれ次の区分による数及び大きさ。

(イ) ちようちんの類(高さ八十センチメートル、直径四十五センチメートル以内) 一箇

(ロ) 立札及び看板の類(縦二百七十三センチメートル、横七

十三センチメートル以内)

通じて二箇以内

第二百一条の八中「一選挙区につき当該選挙区における所属候補者の数に相当する回数」を「一選挙区につき当該選挙区における所属候補者の数の二倍に相当する回数」に、「衆議院議員の選挙区ごとに一回」を「衆議院議員の選挙区ごとに二回」に、「当該選挙の行われる区域につき一回」を「当該選挙の行なわれる区域につき二回」に改める。

第二百一条の十第六項中「(ポスターの掲示箇所)」を「(文書図画の掲示箇所)」に改める。

第十四章の三中第二百一条の十三の次に次の一条を加える。

(政党その他の政治団体の政見放送)

第二百一条の十四 第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)第一項但書に規定する政党その他の政治団体は衆議院議員の総選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日において、又は第二百一条の六(通常選挙における政治活動の規制)第一項但書に規定する政党その他の政治団体は参議院議員の通常選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日において、政令の定めるところにより、日本放送協会及び一般放送事業者の放送設備により、ラジオ及びテレビジョンを通じて三回を限り、無料で、当該政党その他の政治団体の政見を放送することができる。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、録音又は録画の方法に

より、そのまま放送しなければならない。

2 前項の政見放送においては、公職の候補者の推薦、支持その他選挙運動にわたることを放送してはならない。

3 第一項の放送に関しては、それぞれの選挙ごとにすべての政党その他の政治団体に対して、同一放送設備を使用し、同一時間数を与える等同等の利便を提供しなければならない。

4 第一項及び前項の放送の日時その他放送に關し必要な事項は、自治大臣が日本放送協会及び一般放送事業者と協議の上、定める。

5 第一項の放送については、第五百一条の二(政見放送及び経歴放送を中止する場合)第二項の規定を準用する。

第二百一条及び第二百一条の次のように改める。

第二百一条及び第二百一条の二 削除
第二百一条中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の二中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の三中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の四中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の五中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の六中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の七中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の八中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の九中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の十中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の十一中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の十二中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の十三中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の十四中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の十五中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の十六中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の十七中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の十八中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の十九中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の二十中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の二十一中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の二十二中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の二十三中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の二十四中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の二十五中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の二十六中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の二十七中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の二十八中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の二十九中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の三十中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の三十一中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の三十二中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の三十三中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の三十四中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の三十五中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の三十六中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の三十七中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の三十八中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の三十九中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の四十中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の四十一中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の四十二中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の四十三中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の四十四中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の四十五中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の四十六中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の四十七中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の四十八中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の四十九中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の五十中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の五十一中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の五十二中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の五十三中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の五十四中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の五十五中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の五十六中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の五十七中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の五十八中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の五十九中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の六十中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の六十一中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の六十二中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の六十三中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の六十四中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の六十五中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の六十六中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の六十七中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の六十八中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の六十九中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の七十中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の七十一中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の七十二中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の七十三中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の七十四中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の七十五中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の七十六中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の七十七中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の七十八中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の七十九中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の八十中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の八十一中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の八十二中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の八十三中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の八十四中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の八十五中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の八十六中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の八十七中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の八十八中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の八十九中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の九十中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の九十一中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の九十二中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の九十三中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の九十四中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の九十五中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の九十六中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の九十七中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の九十八中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の九十九中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。
第二百一条の百中「第二百一条」を「第二百一条」に改める。

第二百二十四条の二中「第二百五十一條の二第一項本文又は第二項前段」を「第二百五十一條の二」に改める。

第二百二十六条の次に次の一条を加える。

(文書図画の毀棄罪)

第二百二十六条の二 選挙に關し、正当な理由がなくて、左の各号に掲げる行為をした者は、二年以下の禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四百三十三條(文書図画の掲示)第一項各号に規定する選挙運動のために使用する文書図画で掲示されたものを毀棄したとき。

二 第五百五十八條(立会演説会開催の周知方法)第一項若しくは第二項、第五百七十三條(公職の候補者の氏名等の掲示)第一項又は第五百七十五條の二(投票記載所の氏名等の掲示)第一項の規定により掲示された公職の候補者の氏名、党派別等を表示する文書図画を毀棄したとき。

三 第六百六十四條の二(個人演説会の制限)第六項の規定により掲示された立札を毀棄したとき。

四 第二百一条の五(総選挙における政治活動の規制)第一項第四号及び第六号(第二百一条の七(衆議院議員及び参議院議員の再選挙及び補欠選挙の場合の規制)第一項及び第二百一条の八(都道府県知事及び市長の選挙の場合の規制)において準用する場合を含む。))又は第二百一条の六(通常選挙における政治活

動の規制)第一項第四号及び第六号(第二百一条の七第二項において準用する場合を含む。))に規定するポスター、ちようちん、立札及び看板の類で掲示されたものを毀棄したとき。

第二百三十六條の次に次の一条を加える。

(立候補の禁止違反)

第二百三十六條の二 第八十六條の二(被選挙権を有しない者の立候補の禁止)又は第八十七條(重複立候補の禁止)の規定に違反して公職の候補者となつた者は、一年以下の禁錮又は一万五千元以下の罰金に処する。

第二百四十三條第一号の二中「連呼行為の禁止」を「連呼行為の制限」に改め、同条第四号中又は第四百四十四條(ポスターの教)を「第四百四十四條(ポスターの教)又は第四百四十四條の二(立札及び看板の類の教)」に改め、同条第九号中「又は演説の下に若しくは連呼行為」を加える。

第二百四十四條第三号中「(ポスターの掲示箇所)」を「(文書図画の掲示箇所)」に改める。

第二百四十八條第一項中「第九十九條(特定の寄附の禁止)」の下に「第一項第六号」を加え、同条第二項中「(会社その他の法人の下に)」又は「団体」を加える。

第二百四十九條中「第二百条(特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止)第一項の規定に違反して寄附を勧誘し若しくは要求し」を「第二百条(特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止)の規定に違反して寄附を

勧誘し、要求し若しくは寄附を受けた者(会社その他の法人及び団体を除く。))に、「同条第二項若しくは第二百一条第二項(匿名の寄附等の受領の禁止)の規定に違反して寄附を受けた者」を「第二百一条第二項(匿名の寄附等の受領の禁止)の規定に違反して寄附を受けた者(会社その他の法人及び団体を除く。))」に改め、同条に次の一項を加える。

2 会社その他の法人又は団体が前項の違反行為をしたときは、その会社その他の法人又は団体の役員員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

第二百四十九條の四を次のように改める。

(公職の候補者等の後援会の寄附の制限違反)

第二百四十九條の四 後援会が第九十九條の四(公職の候補者等の後援会の寄附の禁止)の規定に違反して寄附をしたときは、その後援会の役員員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千元以上五万円以下の罰金に処する。

(後援会の總會等における賛応接待等の制限違反)

第二百四十九條の五 第九十九條の五(後援会の總會等における賛応接待等の禁止)の規定に違反して賛応接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供した者(会社その他の法人及び団体を除く。))は、五千元以上五万円以下の罰金に処する。

2 会社その他の法人又は団体が第九十九條の五の規定に違反して

「養應接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供したときは、その会社その他の法人又は団体の役員として当該違反行為をした者は、五千元以上五万円以下の罰金に処する。」

（政党その他の政治団体の大会等における養應接待等の制限違反）
第二百四十九条の六 政党その他の政治団体又はその支部が第九十九条の六（政党その他の政治団体の大会等における養應接待等の禁止）の規定に違反して養應接待をし又は金銭若しくは記念品その他これに類する物品を提供したときは、その政党その他の政治団体又はその支部の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千元以上五万円以下の罰金に処する。

第二百五十一条中「及び第二百四十九条の四（公職の候補者等の氏名等を冠して団体の寄附の制限違反）を、第二百四十九条の四（公職の候補者等の後援会の寄附の制限違反）、第二百四十九条の五（後援会の總會等における養應接待等の制限違反）及び第二百四十九条の六（政党その他の政治団体の大会等における養應接待等の制限違反）」に改める。

第二百五十一条の二第二項ただし書（同項第一号及び第二号を含む。）及び第二項後段を削る。

第二百五十二条第一項中「及び第二百四十九条の四（公職の候補者等の氏名等を冠して団体の寄附の制限違反）」を、「第二百四十九条の四（公職の候補者等の後援会の寄附の制限違反）」に改める。

違反、第二百四十九条の五（後援会の總會等における養應接待等の制限違反）及び第二百四十九条の六（政党その他の政治団体の大会等における養應接待等の制限違反）」に改める。

第二百五十二条第二項中「又は第二百四十九条の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）」を、「第二百四十九条の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）又は第二百四十九条の二（おとり罪）」に、「第二百四十九条の二（おとり罪）」を、「第二百四十九条の二（おとり罪）」に改める。

第二百五十二条第三項中「第二項に規定する者」の下に「（第二百四十九条から第二百五十二条の二までの罪）に規定する者」を加える。

第二百五十二条の二第二項第三号中「（ポスターの掲示箇所）」を「（文書図画の掲示箇所）」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二百五十二条の十四（政党その他の政治団体の政見放送）第二項の規定に違反して放送したとき。

六（政党その他の政治団体の大会等における養應接待等の制限違反）に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第二百二十一条（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二条（多数人買収及び多数人利害誘導罪）、第二百二十三条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）、第二百二十四条の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）及び第二百二十四条の二（おとり罪）の罪の時効は、二年を経過することにより完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、五年とする。

第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条中「及び第二百四十九条の四（公職の候補者等の氏名等を冠して団体の寄附の制限違反）」を、「第二百四十九条の四（公職の候補者等の後援会の寄附の制限違反）、第二百四十九条の五（後援会の總會等における養應接待等の制限違反）及び第二百四十九条の六（政党その他の政治団体の大会等における養應接待等の制限違反）」に、「第二百四十九条の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）若しくは第二百四十九条の二（おとり罪）」を若しくは第二百四十九条の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）に改める。

第二百五十二条第三号及び第四号を次のように改める。

三 第二百五十二条（義務制公営立会演説会）の規定による衆議院議員、参議院議員（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙における立会演説会の開催に要する費用

四 第六百六十七条（選挙公報の発行の規定による衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙における選挙公報の発行に要する費用）

第二百六十三条第七号の次に次の一号を加える。
七の二 第六百四十四条の三（公営揭示場）の規定による施設の設置及び揭示に要する費用
第二百六十四条第一項第一号中「第五号の三、」の下に「第六号、第七号の二、」を加え、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を次のように改める。

2 左に掲げる費用は、当該都道府県の負担とする。
一 都道府県の議会の議員の選挙に関する第五十二条（義務制公営立会演説会）の規定による立会演説会の開催に要する費用及び第六百六十七条（選挙公報の発行）の規定による選挙公報の発行に要する費用
二 都道府県知事の選挙に関する前条第五号の二、第七号から第九号まで（第七号の二を除く）、第十号の二及び第十二号に掲げる費用
左に掲げる費用は、当該市の負担とする。

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項（指定都市）の市の議会の議員及び市長の選挙に関する第六百六十七条の規定による選挙公報の発行に要する費用
二 前号の市の長の選挙に関する第二百五十二条の規定による立会

演説会の開催に要する費用並びに前条第八号及び第九号に掲げる費用
第二百六十五条を次のように改める。

（政党その他の政治団体の政見放送費用の国庫負担）
第二百六十五条 第二百一条の十四（政党その他の政治団体の政見放送）の規定による政見放送に要する費用は、国庫の負担とする。

附則
（施行期日）
1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙に関するものについては、改正後の公職選挙法第九十九条から第九十九条の六までの規定は次の総選挙の公示の日から、その他の規定は次の総選挙から施行する。

（選挙期日が公示されている選挙等の経過措置）
2 この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
3 この法律施行前にした行為及び前項の規定により従前の例により行なわれる選挙に関する行為は、なお従前の例による。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）
4 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「第八十七条第二項」を「第八十六条の二（被選挙権を有しない者の立候補の禁止、第八十七条）に」、「第四百四十条の二（連呼行為の禁止）」を「第四百四十条の二（連呼行為の制限）（第三号を除く。）」に、「第二百八条及び第二百十一條第二項」を「及び第二百八条」に、「第二百三十五条の二第一号」を「第二百三十五条の二、第二百三十五条の二第一号」に改め、「教育委員会の委員」を削る。

第十一條の表第六十八條第一項第二號の項中「第六十八條第一項第二號」を「第六十八條第二號」に、「第八十七條《重複立候補の禁止》」を「第八十六條の二《被選權を有しない者の立候補の禁止》、第八十七條《重複立候補の禁止》」に、「若しくは第八十八條《選舉事務關係者の立候補制限》」を「第八十八條《選舉事務關係者の立候補制限》若しくは第八十九條の二《特別な職にあつた者の立候補制限》」に、「第八十七條第一項若しくは」を「第八十六條の二若しくは第八十七條又は」に改め、同表第九十條の項中「前条」を「第八十九條」に改め、同表第二百十二條第一項の項中「第二百十二條及び第二百十一條第二項」及び「第二百八條」に改め、同表第二百二十條第三項の項中「第三項」を「第二項」に改め、同表第二百五十一條、第二百五十二條第一項及び第二百五十四條の項中「及び第二百四十九條の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の

寄附の制限違反」を、「第二百四十九条の四（公職の候補者等の後援会の寄附の制限違反」、第二百四十九条の五（後援会の総会等における養応接待等の制限違反」及び第二百四十九条の六（政党その他の政治団体の大会等における養応接待等の制限違反」に改める。

第十四条第六項中「第二百二十条第三項」を「第二百二十条第二項」に改める。

（漁業法の一部改正）

5 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

6 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条及び第百四十四条中「第二百七条第一項若しくは第二百十一条」を「若しくは第二百七条第一項」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙については約五億六千七百万円、参議院議員の通常選挙については約七億二千万円の見込みである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案
政治資金規正法の一部を改正する法律
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 政党、協会その他の団体又はその支部は、左の各号に掲げる者から寄附を受けてはならない。

一 国から補助金、奨励金、助成金、負担金その他これらに準ずる交付金の交付を受けている会社その他の法人

二 国から貸付金等の財政援助又は直接若しくは間接に利子補給金、損失補償等の財政援助を受けている会社その他の法人

三 国が資本金の全部又は一部を出資している会社その他の法人

四 国が資本金の全部を出資している会社その他の法人から、資

五 国が借入金の元金又は利子の支払を保証している会社その他の法人

六 国又は公共企業体（日本国有

2 前項の規定により政党、協会その他の団体又はその支部が寄附を受けてはならない期間は、同項第一号に掲げる者については、当該交付金の交付を受けた日から一年間、同項第二号から第六号までに掲げる者については、当該各号に規定する事由の存続する間とする。

3 前二項の規定は、政党、協会その他の団体又はその支部が第一項各号に掲げる者を主たる構成員とする団体又はその連合団体から受ける寄附について、準用する。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 政党、協会その他の団

体又はその支部が第八条又はこれを準用する第十八条の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者、会計責任者その他の責任者で当該違反行為をした者は、五年以下の禁錮又は五千円以上十万円以下の罰金に処する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 政党、協会その他の団体又はその支部が第二十二條の規定に違反して寄附を受けたとき

は、当該政党、協会その他の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者、会計責任者その他の責任者で当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五千元以上五万円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五月三十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案（予備審査のため）の付託は五月十八日）